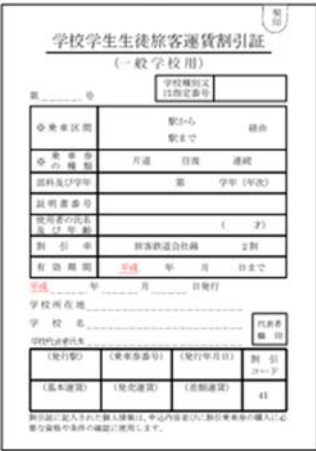


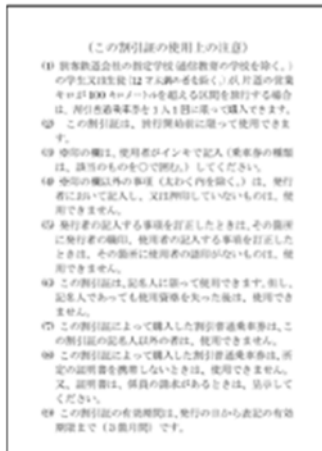


東海旅客鉄道株式会社旅客営業規則の一部改正（乗車券類の西暦化対応等に伴う改正）

現行	改正
<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(学生割引証)</p> <p>第 29 条 指定学校の学生又は生徒は、前条の規定によって割引普通乗車券を購入する場合は、その在籍する指定学校の代表者から割引証の番号・学校種別又は指定番号・部科及び学年（又は年次）・学生証、生徒証又は児童証等（以下「証明書」という。）の番号・使用者の氏名及び年齢・有効期限（通信による教育を行う学校にあつては、有効期間）・発行年月日・学校所在地（通信による教育を行う学校にあつては、面接授業又は試験会場の所在地を含む。）、学校名並びに学校代表者の氏名が記入され、発行台帳に対して契印の押された学校学生生徒旅客運賃割引証の交付を受け、それに乗車区間及び乗車券の種類を記入して提出するものとする。</p> <p>2 学校学生生徒旅客運賃割引証の様式は、次のとおりとする。</p> <p>一般学校用</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>表</p>  <p>12.8cm</p> <p>9.1cm</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>裏</p>  <p>12.8cm</p> <p>9.1cm</p> </div> </div>	<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(学生割引証)</p> <p>第 29 条 指定学校の学生又は生徒は、前条の規定によって割引普通乗車券を購入する場合は、その在籍する指定学校の代表者から割引証の番号・学校種別又は指定番号・部科及び学年（又は年次）・学生証、生徒証又は児童証等（以下「証明書」という。）の番号・使用者の氏名及び年齢・有効期限（通信による教育を行う学校にあつては、有効期間）・発行年月日・学校所在地（通信による教育を行う学校にあつては、面接授業又は試験会場の所在地を含む。）、学校名並びに学校代表者の氏名が記入され、発行台帳に対して契印の押された学校学生生徒旅客運賃割引証の交付を受け、それに乗車区間及び乗車券の種類を記入して提出するものとする。</p> <p>2 学校学生生徒旅客運賃割引証の様式は、次のとおりとする。</p> <p>一般学校用</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>表</p>  <p>12.8cm</p> <p>9.1cm</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>裏</p>  <p>12.8cm</p> <p>9.1cm</p> </div> </div>

現行

- 備考 (1) この割引証は、緑色刷りとする。  
 (2) この様式は、必要に応じ、変更することがある。

通信教育学校用

学校学生生徒旅客運賃割引証 (通信教育学校用)		
第_____号	駅から	経由
乗車区間	駅まで	
乗車券の種別	片道	日戻 連続
証明番号	第_____号	学年(年次)
発行番号		
発行者の氏名	( )	
割引率	旅客鉄道会社線 2割	
有効期間	平成_____年 月 日から 平成_____年 月 日まで	
平成_____年 月 _____日発行		
学校所在地	_____	
学校名	代表者 職 位	
発行番号	乗車券番号	発行年月日
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)
		合計
		円
		(千円以下)

12.8cm

9.1cm

- 備考 (1) この割引証は、緑色刷りとする。  
 (2) 面接授業又は試験の場合は、学校所在地欄の在籍校所在地上部に面接授業会場又は試験会場とかつこ書きし、当該面接授業又は試験会場所在地住所を記入する。  
 (3) この様式は、必要に応じ、変更することがある。

(中略)

(被救護者割引証)

第 31 条 被救護者は、前条の規定によって割引普通乗車券を購入する場合は、当該指定救護施設の代表者から割引証の番号・指定番号・乗車区間・乗車券の

改正

- 備考 (1) この割引証は、緑色刷りとする。  
 (2) この様式は、必要に応じ、変更することがある。

通信教育学校用

学校学生生徒旅客運賃割引証 (通信教育学校用)		
第_____号	駅から	経由
乗車区間	駅まで	
乗車券の種別	片道	日戻 連続
証明番号	第_____号	学年(年次)
発行番号		
発行者の氏名	( )	
割引率	旅客鉄道会社線 2割	
有効期間	平成_____年 月 日から 平成_____年 月 日まで	
平成_____年 月 _____日発行		
学校所在地	_____	
学校名	代表者 職 位	
発行番号	乗車券番号	発行年月日
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)
		合計
		円
		(千円以下)

12.8cm

9.1cm

- 備考 (1) この割引証は、緑色刷りとする。  
 (2) 面接授業又は試験の場合は、学校所在地欄の在籍校所在地上部に面接授業会場又は試験会場とかつこ書きし、当該面接授業又は試験会場所在地住所を記入する。  
 (3) この様式は、必要に応じ、変更することがある。

(中略)

(被救護者割引証)

第 31 条 被救護者は、前条の規定によって割引普通乗車券を購入する場合は、当該指定救護施設の代表者から割引証の番号・指定番号・乗車区間・乗車券の

現行

種類・旅行証明書番号・被救護者の氏名及び年齢・付添人を必要とするときは付添人の氏名及び年齢・有効期限・発行年月日・施設の所在地・名称並びにその代表者の氏名が記入され、発行台帳に対して契印の押された被救護者旅客運賃割引証の交付を受けて、提出するものとする。

2 被救護者旅客運賃割引証の様式は、次のとおりとする。

表		裏																																		
<p style="text-align: center;"><b>被救護者旅客運賃割引証</b></p> <p style="text-align: right;">契印</p> <p>第_____号 指定番号</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>乗車区間</td> <td>駅名</td> <td>経由</td> </tr> <tr> <td>乗車券の種類</td> <td>片道 往復</td> <td>被救護者 付添人</td> </tr> <tr> <td>旅行証明書番号</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>被救護者の氏名 及び年齢</td> <td colspan="2">( )</td> </tr> <tr> <td>付添人の氏名 及び年齢</td> <td colspan="2">( )</td> </tr> <tr> <td>割引率</td> <td colspan="2">5割</td> </tr> <tr> <td>有効期限</td> <td colspan="2">平成_____年_____月_____日まで</td> </tr> </table> <p>平成_____年_____月_____日発行</p> <p>施設の所在地 施設名 _____ 代表者 代表者氏名 _____ 印</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>(発行駅)</td> <td>(乗車券番号)</td> <td>(発行年月日)</td> <td>割引コード</td> </tr> <tr> <td>(基本運賃)</td> <td>(発売運賃)</td> <td>(志願運賃)</td> <td>枚 数</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;"><b>31 33</b></td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">割引証に記入された乗車券は、中心内容並びに割引乗車券の購入に必要な資格や条件の確認に使用します。</p>		乗車区間	駅名	経由	乗車券の種類	片道 往復	被救護者 付添人	旅行証明書番号			被救護者の氏名 及び年齢	( )		付添人の氏名 及び年齢	( )		割引率	5割		有効期限	平成_____年_____月_____日まで		(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)	割引コード	(基本運賃)	(発売運賃)	(志願運賃)	枚 数				<b>31 33</b>	<p style="text-align: center;">(この割引証の使用上の注意)</p> <p>① 旅客鉄道会社の指定した施設に保護され、又は救護される者が、片道又は往復の割引普通乗車券を購入する場合又は被救護者がその付添人と同時に乗車券を購入する場合に1回に限って使用することができます。</p> <p>② この割引証は、旅行開始前に使って使用できます。</p> <p>③ この割引証の記入事項(太く内を除く。)は、発行者において記入(乗車券の種類は、該当のものを○で囲む。)し、又は押印していないものは、使用できません。</p> <p>④ この割引証に記入する事項を訂正したときは、その箇所が発行者の職印のないものは、使用できません。</p> <p>⑤ この割引証は、記名人に限って使用できます。但し、記名人であっても使用資格を失った後は、使用できません。</p> <p>⑥ この割引証によって購入した割引普通乗車券は、この割引証の記名人以外の者は、使用できません。</p> <p>⑦ この割引証によって購入した割引普通乗車券は、所定の旅行証明書を携帯しないときは、使用できません。又、旅行証明書は、係員の請求があるときは、提示してください。</p> <p>⑧ この割引証の有効期間は、発行の日から表記の有効期限まで(1箇月間)です。</p>	
乗車区間	駅名	経由																																		
乗車券の種類	片道 往復	被救護者 付添人																																		
旅行証明書番号																																				
被救護者の氏名 及び年齢	( )																																			
付添人の氏名 及び年齢	( )																																			
割引率	5割																																			
有効期限	平成_____年_____月_____日まで																																			
(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)	割引コード																																	
(基本運賃)	(発売運賃)	(志願運賃)	枚 数																																	
			<b>31 33</b>																																	
12.8cm		9.1cm																																		

備考 この様式は、必要に応じ、変更することがある。

(中略)

(通勤定期乗車券の発売)

第 35 条 旅客が、次の各号に定めるところにより乗車する場合で、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、1箇月、3箇月又は6箇月有効の通勤定期乗車券を発売する。

改正

種類・旅行証明書番号・被救護者の氏名及び年齢・付添人を必要とするときは付添人の氏名及び年齢・有効期限・発行年月日・施設の所在地・名称並びにその代表者の氏名が記入され、発行台帳に対して契印の押された被救護者旅客運賃割引証の交付を受けて、提出するものとする。

2 被救護者旅客運賃割引証の様式は、次のとおりとする。

表		裏																																		
<p style="text-align: center;"><b>被救護者旅客運賃割引証</b></p> <p style="text-align: right;">契印</p> <p>第_____号 指定番号</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>乗車区間</td> <td>駅名</td> <td>経由</td> </tr> <tr> <td>乗車券の種類</td> <td>片道 往復</td> <td>被救護者 付添人</td> </tr> <tr> <td>旅行証明書番号</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>被救護者の氏名 及び年齢</td> <td colspan="2">( )</td> </tr> <tr> <td>付添人の氏名 及び年齢</td> <td colspan="2">( )</td> </tr> <tr> <td>割引率</td> <td colspan="2">5割</td> </tr> <tr> <td>有効期限</td> <td colspan="2">_____年_____月_____日まで</td> </tr> </table> <p>_____年_____月_____日発行</p> <p>施設の所在地 施設名 _____ 代表者 代表者氏名 _____ 印</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>(発行駅)</td> <td>(乗車券番号)</td> <td>(発行年月日)</td> <td>割引コード</td> </tr> <tr> <td>(基本運賃)</td> <td>(発売運賃)</td> <td>(志願運賃)</td> <td>枚 数</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;"><b>31 33</b></td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">割引証に記入された乗車券は、中心内容並びに割引乗車券の購入に必要な資格や条件の確認に使用します。</p>		乗車区間	駅名	経由	乗車券の種類	片道 往復	被救護者 付添人	旅行証明書番号			被救護者の氏名 及び年齢	( )		付添人の氏名 及び年齢	( )		割引率	5割		有効期限	_____年_____月_____日まで		(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)	割引コード	(基本運賃)	(発売運賃)	(志願運賃)	枚 数				<b>31 33</b>	<p style="text-align: center;">(この割引証の使用上の注意)</p> <p>① 旅客鉄道会社の指定した施設に保護され、又は救護される者が、片道又は往復の割引普通乗車券を購入する場合又は被救護者がその付添人と同時に乗車券を購入する場合に1回に限って使用することができます。</p> <p>② この割引証は、旅行開始前に使って使用できます。</p> <p>③ この割引証の記入事項(太く内を除く。)は、発行者において記入(乗車券の種類は、該当のものを○で囲む。)し、又は押印していないものは、使用できません。</p> <p>④ この割引証に記入する事項を訂正したときは、その箇所が発行者の職印のないものは、使用できません。</p> <p>⑤ この割引証は、記名人に限って使用できます。但し、記名人であっても使用資格を失った後は、使用できません。</p> <p>⑥ この割引証によって購入した割引普通乗車券は、この割引証の記名人以外の者は、使用できません。</p> <p>⑦ この割引証によって購入した割引普通乗車券は、所定の旅行証明書を携帯しないときは、使用できません。又、旅行証明書は、係員の請求があるときは、提示してください。</p> <p>⑧ この割引証の有効期間は、発行の日から表記の有効期限まで(1箇月間)です。</p>	
乗車区間	駅名	経由																																		
乗車券の種類	片道 往復	被救護者 付添人																																		
旅行証明書番号																																				
被救護者の氏名 及び年齢	( )																																			
付添人の氏名 及び年齢	( )																																			
割引率	5割																																			
有効期限	_____年_____月_____日まで																																			
(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)	割引コード																																	
(基本運賃)	(発売運賃)	(志願運賃)	枚 数																																	
			<b>31 33</b>																																	
12.8cm		9.1cm																																		

備考 この様式は、必要に応じ、変更することがある。

(中略)

(通勤定期乗車券の発売)

第 35 条 旅客が、次の各号に定めるところにより乗車する場合で、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、1箇月、3箇月又は6箇月有効の通勤定期乗車券を発売する。

現行

- (1) 100 キロメートル以内の区間を乗車する場合
- (2) 区間及び経路を同じくして乗車する場合
- 2 定期乗車券購入申込書の様式は、次の各号のとおりとする。
  - (1) 一般用

表

定期乗車券購入申込書			
空欄に記入又は該当のものをおのりで囲んで下さい。			
定期乗車券の種別	通勤・通学・グリーン・山手線均一		
お名前	様 ( 才 )		男・女
ご住所	電話 - -		
通勤先・用務先又は学校名	名		
	所在地	電話	- -
ご利用区間	駅 ~ 駅 ( 経由 )		
使用開始日	平成 年 月 日		
有効期間	1ヶ月・3ヶ月・6ヶ月		新規・継続
下欄には記入しないで下さい。			
年 月 日 まで			
乗車券番号	発 交 額	発行年月日	発行箇所
区 分	証明書番号	印	
義務課程・高等課程・普通職業訓練		章	

12.5cm (裏無地)

備考 この様式は、必要に応じ、変更することがある。

改正

- (1) 100 キロメートル以内の区間を乗車する場合
- (2) 区間及び経路を同じくして乗車する場合
- 2 定期乗車券購入申込書の様式は、次の各号のとおりとする。
  - (1) 一般用

表

定期乗車券購入申込書			
空欄に記入又は該当のものをおのりで囲んで下さい。			
定期乗車券の種別	通勤・通学・グリーン・山手線均一		
お名前	様 ( 才 )		男・女
ご住所	電話 - -		
通勤先・用務先又は学校名	名		
	所在地	電話	- -
ご利用区間	駅 ~ 駅 ( 経由 )		
使用開始日	年 月 日		
有効期間	1ヶ月・3ヶ月・6ヶ月		新規・継続
下欄には記入しないで下さい。			
年 月 日 まで			
乗車券番号	発 交 額	発行年月日	発行箇所
区 分	証明書番号	印	
義務課程・高等課程・普通職業訓練		章	

12.5cm (裏無地)

備考 この様式は、必要に応じ、変更することがある。

現行

(2) 特殊用

表

定期乗車券購入申込書

(お願) 氏名欄は、わくの中にはっきりと大きく書いて下さい。  
 (お願) 空欄に記入又は該当のものを○で囲んで下さい。  
 (お願) お手もとの定期券は発行窓口へお渡し下さい。

	お 名 前 様	性別 男女	駅 ( 経由 ) 駅間
ご利用区間	( 経由 )		
使用開始日	平成 年 月 日	有効期間	1・3・6ヶ月
種 類	通勤・通学・グリーン・山手線均一 新規・継続		
ご住所	電話 - -		
通勤先 用務先 又は 学校名	名称 所在地	このわく内には記入しないでください。	
	電話 - -	区分 ( 義務 高等 普通職 ) 証明番号 ( ) 課程 課程 乗車券	

15.5cm (裏無地)

備考 この様式は、必要に応じ、変更することがある。

(通学定期乗車券の発売)

第36条 指定学校の学生(第40条第1項第1号に規定する学生を除く。以下この条において同じ。)、生徒、児童又は幼児が、次の各号に定めるところにより乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した通学証明書を提出したとき又は第170条第1項第2号に規定する通学定期乗車券購入兼用の証明書を呈示し、かつ、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、1箇月、3箇月又は6箇月有効の通学定期乗車券を発売する。

- (1) 居住地もより駅と在籍する指定学校もより駅との相互間を、通学のため乗車する場合
- (2) 100キロメートル以内の区間を乗車する場合
- (3) 区間及び経路を同じくして順路によって乗車する場合

改正

(2) 特殊用

表

定期乗車券購入申込書

(お願) 氏名欄は、わくの中にはっきりと大きく書いて下さい。  
 (お願) 空欄に記入又は該当のものを○で囲んで下さい。  
 (お願) お手もとの定期券は発行窓口へお渡し下さい。

	お 名 前 様	性別 男女	駅 ( 経由 ) 駅間
ご利用区間	( 経由 )		
使用開始日	年 月 日	有効期間	1・3・6ヶ月
種 類	通勤・通学・グリーン・山手線均一 新規・継続		
ご住所	電話 - -		
通勤先 用務先 又は 学校名	名称 所在地	このわく内には記入しないでください。	
	電話 - -	区分 ( 義務 高等 普通職 ) 証明番号 ( ) 課程 課程 乗車券	

15.5cm (裏無地)

備考 この様式は、必要に応じ、変更することがある。

(通学定期乗車券の発売)

第36条 指定学校の学生(第40条第1項第1号に規定する学生を除く。以下この条において同じ。)、生徒、児童又は幼児が、次の各号に定めるところにより乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した通学証明書を提出したとき又は第170条第1項第2号に規定する通学定期乗車券購入兼用の証明書を呈示し、かつ、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、1箇月、3箇月又は6箇月有効の通学定期乗車券を発売する。

- (1) 居住地もより駅と在籍する指定学校もより駅との相互間を、通学のため乗車する場合
- (2) 100キロメートル以内の区間を乗車する場合
- (3) 区間及び経路を同じくして順路によって乗車する場合

現行

2 通学証明書の様式は、次のとおりとする。  
表

No. 通学証明書		
学校種別 又は指定番号		区分
通学者の氏名・ 年齢及び性別	( 才 ) 男 女	
通学者の居住地	電話 ( )	
部科及び学年	部 科	学年 (年次)
証明書番号		
通学区間	駅 駅間	経由
通学定期乗車券の有効期間	年月	
空通学定期乗車券の使用開始日	平成 年 月 日から	
通学証明書の有効期限	平成 年 月 日まで	
証 明	平成 年 月 日発行	代表者 職 印
	学校所在地	
	学校名	
学校代表者氏名		
<p>1 この証明書の有効期間は、発行の日から上記の期限まで（1箇月間）です。</p> <p>2 この証明書のうち、捺印の欄以外の記入事項は、発行者が記入（性別は、該当のもののみで囲む。）してください。</p> <p>3 この証明書のうち捺印の欄は、通学者が記入してください。</p> <p>4 この証明書に記入した事項を訂正した場合は、捺印欄の記入事項については通学者の捺印、その他の記入事項については代表者の職印のないものは使用できません。</p> <p>下欄には、記入しないでください。</p>		
年 月 日まで		
(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)

12.5cm (裏無地)

- 備考 (1) 必要により、様式の上部余白に学校のもより駅欄を印刷する。
- (2) 通信による教育を行う学校で面接授業又は試験を在籍校所在地と異なる場所で行う場合は、学校所在地欄の在籍校所在地住所上部に面接授業会場又は試験会場とカッコ書きし、当該面接授業又は試験会場所在地住所を記入する。

(中略)

改正

2 通学証明書の様式は、次のとおりとする。  
表

No. 通学証明書		
学校種別 又は指定番号		区分
通学者の氏名・ 年齢及び性別	( 才 ) 男 女	
通学者の居住地	電話 ( )	
部科及び学年	部 科	学年 (年次)
証明書番号		
通学区間	駅 駅間	経由
通学定期乗車券の有効期間	年月	
空通学定期乗車券の使用開始日	平成 年 月 日から	
通学証明書の有効期限	平成 年 月 日まで	
証 明	年 月 日発行	代表者 職 印
	学校所在地	
	学校名	
学校代表者氏名		
<p>1 この証明書の有効期間は、発行の日から上記の期限まで（1箇月間）です。</p> <p>2 この証明書のうち、捺印の欄以外の記入事項は、発行者が記入（性別は、該当のもののみで囲む。）してください。</p> <p>3 この証明書のうち捺印の欄は、通学者が記入してください。</p> <p>4 この証明書に記入した事項を訂正した場合は、捺印欄の記入事項については通学者の捺印、その他の記入事項については代表者の職印のないものは使用できません。</p> <p>下欄には、記入しないでください。</p>		
年 月 日まで		
(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)

12.5cm (裏無地)

- 備考 (1) 必要により、様式の上部余白に学校のもより駅欄を印刷する。
- (2) 通信による教育を行う学校で面接授業又は試験を在籍校所在地と異なる場所で行う場合は、学校所在地欄の在籍校所在地住所上部に面接授業会場又は試験会場とカッコ書きし、当該面接授業又は試験会場所在地住所を記入する。

(中略)

現行	改正
<p>(団体旅客運送の申込)</p> <p>第45条 第43条の規定により団体乗車券を購入しようとする旅客は、次の各号に掲げる期間に、その人員、行程、乗車する列車その他必要事項を記載した団体旅行申込書を提出して、団体旅客運送の申込みを行うものとする。ただし、特に定める場合は、当該各号に定める期間外においても、運送の申込みを受け付けることがある。</p> <p>(1) 大口団体にあつては、当該団体の始発駅出発日の9箇月前の日から2箇月前の日まで。</p> <p>(2) 前号以外の団体にあつては、当該団体の始発駅出発日の9箇月前の日から14日前の日まで。ただし、別に定める場合は、12日前の日まで受け付けることがある。</p> <p>(注) 第2号の小口団体(普通団体)に対する運送の申込みの受付期間(受付期限を14日前の日までとしたもの)の例を示せば、次のとおりである。</p> <p>(例1) 9月15日に出発する場合は、前年12月15日から9月1日まで受け付ける。</p> <p>(例2) 11月30日に出発する場合は、3月1日から11月16日まで受け付ける。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、別に定める場合は、団体旅行申込書の提出を省略することができる。</p>	<p>(団体旅客運送の申込)</p> <p>第45条 第43条の規定により団体乗車券を購入しようとする旅客は、次の各号に掲げる期間に、その人員、行程、乗車する列車その他必要事項を記載した団体旅行申込書を提出して、団体旅客運送の申込みを行うものとする。ただし、特に定める場合は、当該各号に定める期間外においても、運送の申込みを受け付けることがある。</p> <p>(1) 大口団体にあつては、当該団体の始発駅出発日の9箇月前の日から2箇月前の日まで。</p> <p>(2) 前号以外の団体にあつては、当該団体の始発駅出発日の9箇月前の日から14日前の日まで。ただし、別に定める場合は、12日前の日まで受け付けることがある。</p> <p>(注) 第2号の小口団体(普通団体)に対する運送の申込みの受付期間(受付期限を14日前の日までとしたもの)の例を示せば、次のとおりである。</p> <p>(例1) 9月15日に出発する場合は、前年12月15日から9月1日まで受け付ける。</p> <p>(例2) 11月30日に出発する場合は、3月1日から11月16日まで受け付ける。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、別に定める場合は、団体旅行申込書の提出を省略することができる。</p>

現行

3 団体旅行申込書の様式は、次のとおりとする。

表

備考 3片制とする。ただし、この様式は必要に応じ、変更することがある。

(団体旅客運送の予約)

第46条 旅客から前条の規定による団体旅客運送の申込みを受けた場合は、当社において、運輸上の支障のない限り、当該団体旅客運送の引受けをする。

(中略)

改正

3 団体旅行申込書の様式は、次のとおりとする。

表

備考 3片制とする。ただし、この様式は必要に応じ、変更することがある。

(団体旅客運送の予約)

第46条 旅客から前条の規定による団体旅客運送の申込みを受けた場合は、当社において、運輸上の支障のない限り、当該団体旅客運送の引受けをする。

(中略)



現行

3 前各項の規定により、団体旅客運送の引受けをしたときは、その申込者に、運送を引き受けた旨通知する。この場合、別に定める団体にあつては、次の様式による団体旅行引受書により通知することがある。

表

団体旅行引受書

引受番号 \_\_\_\_\_ 号  
平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

引渡先 \_\_\_\_\_ 様

引渡先住所

※ 引渡先住所が不明な場合は、下記の条件によって運送のお引受けをいたします。

記

① 国土交通省令第100号(昭和42年4月9日運輸省告示第100号)第4条第1項第2号の規定による保証金として引金を \_\_\_\_\_ 円、 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日までに一納付してください。

② 貴社の都合によって解約した場合は、前項の保証金は返還いたしません。

③ 乗車人数が乗車人数に満たない場合は、乗車人数に相当する団体乗車券・料金をお支払いください。

④ 列車運行の都合等によって引渡先住所の一部を変更することがあります。

⑤ 国土交通省その他運輸法の規定によって列車の運行が不能となった場合は、この引受を取消することがあります。この場合、収めた第4号の保証金は、返還いたします。

⑥ 団体乗車券は、 \_\_\_\_\_ 日までに購入してください。

⑦ 乗車券引渡先については、当表の欄目に記してください。

⑧ 前各号のほか、別表第1号に定める諸規定をお守りください。

団体名	利用施設				団体種別			
	大	小	特	普通	特等	普通	普通	普通
人 員								
乗 車 券								
引 取 扱 料								
備 考								

18.2cm (真無地)

4 第3項の規定によって、団体旅行引受書の交付を受けた団体旅客運送申込者は、団体乗車券購入の際、これを呈示しなければならない。

(中略)

(団体旅客運送の申込人員の変更又は申込みの取消し等)

第51条の2 団体旅客運送の申込者は、運送引受後、旅行開始前に申込人員又は利用施設の変更、一部の行程の取消しその他取扱条件を変更する場合は、次

改正

3 前各項の規定により、団体旅客運送の引受けをしたときは、その申込者に、運送を引き受けた旨通知する。この場合、別に定める団体にあつては、次の様式による団体旅行引受書により通知することがある。

表

団体旅行引受書

引受番号 \_\_\_\_\_ 号  
平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

引渡先 \_\_\_\_\_ 様

引渡先住所

※ 引渡先住所が不明な場合は、下記の条件によって運送のお引受けをいたします。

記

① 国土交通省令第100号(昭和42年4月9日運輸省告示第100号)第4条第1項第2号の規定による保証金として引金を \_\_\_\_\_ 円、 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日までに一納付してください。

② 貴社の都合によって解約した場合は、前項の保証金は返還いたしません。

③ 乗車人数が乗車人数に満たない場合は、乗車人数に相当する団体乗車券・料金をお支払いください。

④ 列車運行の都合等によって引渡先住所の一部を変更することがあります。

⑤ 国土交通省その他運輸法の規定によって列車の運行が不能となった場合は、この引受を取消することがあります。この場合、収めた第4号の保証金は、返還いたします。

⑥ 団体乗車券は、 \_\_\_\_\_ 日までに購入してください。

⑦ 乗車券引渡先については、当表の欄目に記してください。

⑧ 前各号のほか、別表第1号に定める諸規定をお守りください。

団体名	利用施設				団体種別			
	大	小	特	普通	特等	普通	普通	普通
人 員								
乗 車 券								
引 取 扱 料								
備 考								

18.2cm (真無地)

4 第3項の規定によって、団体旅行引受書の交付を受けた団体旅客運送申込者は、団体乗車券購入の際、これを呈示しなければならない。

(中略)

(団体旅客運送の申込人員の変更又は申込みの取消し等)

第51条の2 団体旅客運送の申込者は、運送引受後、旅行開始前に申込人員又は利用施設の変更、一部の行程の取消しその他取扱条件を変更する場合は、次

現行

の各号に定めるところによるほか、特に定める場合を除き、団体旅行変更・取消申込書を提出して、その変更を申し出るものとする。ただし、運輸上支障がある場合は、変更の取扱いをしないことがある。

- (1) 団体乗車券の購入前に変更する場合で第46条第3項の規定により団体旅行引受書の交付を受けているときは、当該団体旅行引受書を併せて提出する。
- (2) 団体乗車券の購入後に変更する場合は、当該団体乗車券を呈示する。

2 団体旅行変更・取消申込書の様式は、次のとおりとする。

**団体旅行変更・取消手配**

下記の内容に記入の上、お申込みください。  
変更書の内容を記入の上で印刷し、上記に記入してください。  
乗車券の購入前に入力済みの場合は、変更書の内容を印刷し、乗車券と併せて提出してください。

ふりがな		団体名		申込年月日	年	月	日
申込者住所氏名		旅行会社住所氏名		変更・取消理由			

乗車券の種別												乗客の乗車区間											
大人	小児	幼児	幼児	幼児	幼児	幼児	幼児	幼児	幼児	幼児	幼児	大人	小児	幼児	幼児	幼児	幼児	幼児	幼児	幼児	幼児	幼児	
人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	区間	区間	区間	区間	区間	区間	区間	区間	区間	区間	区間	

18.2cm (裏無地)

備考 この様式は、必要に応じ、変更することがある。  
(中略)

改正

の各号に定めるところによるほか、特に定める場合を除き、団体旅行変更・取消申込書を提出して、その変更を申し出るものとする。ただし、運輸上支障がある場合は、変更の取扱いをしないことがある。

- (1) 団体乗車券の購入前に変更する場合で第46条第3項の規定により団体旅行引受書の交付を受けているときは、当該団体旅行引受書を併せて提出する。
- (2) 団体乗車券の購入後に変更する場合は、当該団体乗車券を呈示する。

2 団体旅行変更・取消申込書の様式は、次のとおりとする。

**団体旅行変更・取消手配**

下記の内容に記入の上、お申込みください。  
変更書の内容を記入の上で印刷し、上記に記入してください。  
乗車券の購入前に入力済みの場合は、変更書の内容を印刷し、乗車券と併せて提出してください。

ふりがな		団体名		申込年月日	年	月	日
申込者住所氏名		旅行会社住所氏名		変更・取消理由			

乗車券の種別												乗客の乗車区間											
大人	小児	幼児	幼児	幼児	幼児	幼児	幼児	幼児	幼児	幼児	幼児	大人	小児	幼児	幼児	幼児	幼児	幼児	幼児	幼児	幼児	幼児	
人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	区間	区間	区間	区間	区間	区間	区間	区間	区間	区間	区間	

18.2cm (裏無地)

備考 この様式は、必要に応じ、変更することがある。  
(中略)

現行

改正

(通学定期乗車券等の効力)

(通学定期乗車券等の効力)

第170条 通学定期乗車券は、その通学する指定学校の代表者の発行した次の様式による証明書を携帯する場合に限って有効とする。

第170条 通学定期乗車券は、その通学する指定学校の代表者の発行した次の様式による証明書を携帯する場合に限って有効とする。

(1) 一般用

(1) 一般用

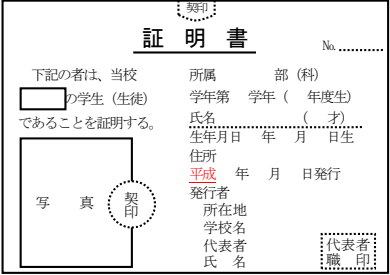
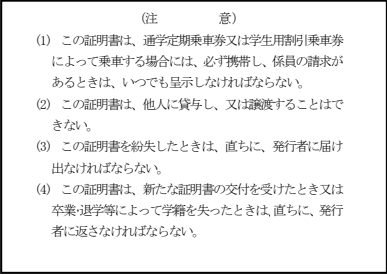
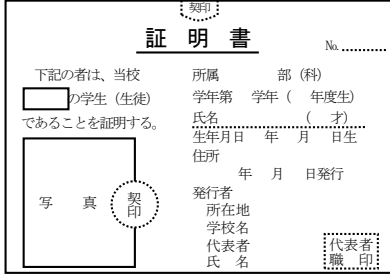
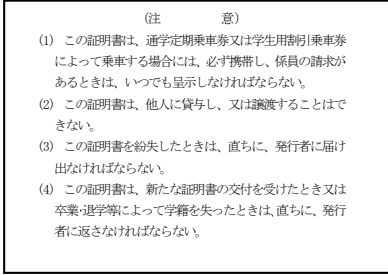
表	裏
	
8.5cm	(裏無地)

表	裏
	
8.5cm	(裏無地)

(2) 通学定期乗車券購入兼用

(2) 通学定期乗車券購入兼用

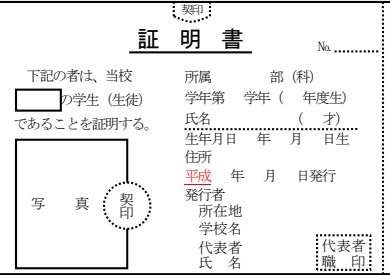

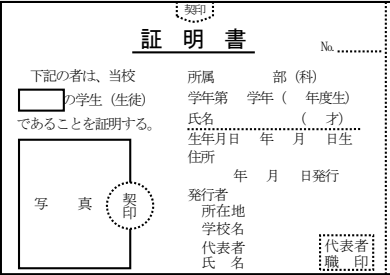

表	
	
17cm	(中略)

表	
	
17cm	(中略)

(学生用割引乗車券等の効力)

(学生用割引乗車券等の効力)

第171条 学校学生生徒旅客運賃割引証を使用して購入した乗車券は、当該割引証に記入されている学生又は生徒が、その在学する指定学校の代表者の発行した前条所定の証明書を携帯する場合に限って使用することができる。

第171条 学校学生生徒旅客運賃割引証を使用して購入した乗車券は、当該割引証に記入されている学生又は生徒が、その在学する指定学校の代表者の発行した前条所定の証明書を携帯する場合に限って使用することができる。

現行

2 被救護者旅客運賃割引証を使用して購入した普通乗車券は、当該割引証に記入されている被救護者又は付添人が、当該施設の代表者の発行した次の様式による旅行証明書を携帯する場合に限って使用することができる。

表

<div style="text-align: center;"> </div> <p style="text-align: center;">旅行証明書 No. ....</p> <p>下記の者は、当施設 <input type="checkbox"/> の被救護者で下記区間を旅行することを証明する。</p> <p>氏名 _____ (才)</p> <p>付添人氏名 _____ (才)</p> <p>乗車区間 ..... 駅から [ ] 駅まで</p> <p>平成.....年.....月.....日発行</p> <p>発行者 _____</p> <p>所在地 _____</p> <p>施設名 _____</p> <p>施設代表者氏名 _____ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">代表者 職 印</span></p>	<p style="text-align: center;">(注 意)</p> <p>(1) この証明書は、被救護者(付添人)用割引普通乗車券によって乗車する場合には、必ず携帯し、係員の請求があったときは、いつでも显示しなければならない。</p> <p>(2) この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。</p> <p>(3) この証明書を紛失したときは、直ちに、発行者に届け出なければならない。</p> <p>(4) この証明書は、旅行を終了したとき又は有効期間を経過したときには、直ちに、発行者に返さなければならない。</p> <p>(5) この証明書の有効期間は、発行の日から1箇月間とする。</p>
---	---

8.5cm

6cm

- 備考 (1)  内には、指定番号を表示する。
- (2) 乗車区間欄末尾のかっこ内には、片道・往復又は付添人だけ往復の別を表示する。

3 前項の旅行証明書の有効期間は、発行の日から1箇月間とする。

(中略)

(乗車券類の表示事項)

第183条 乗車券類の表面には、次の各号に掲げる事項を表示する。

- (1) 旅客運賃・料金額
- (2) 有効区間
- (3) 有効期間
- (4) 発売日付
- (5) 発売箇所名

改正

2 被救護者旅客運賃割引証を使用して購入した普通乗車券は、当該割引証に記入されている被救護者又は付添人が、当該施設の代表者の発行した次の様式による旅行証明書を携帯する場合に限って使用することができる。

表

<div style="text-align: center;"> </div> <p style="text-align: center;">旅行証明書 No. ....</p> <p>下記の者は、当施設 <input type="checkbox"/> の被救護者で下記区間を旅行することを証明する。</p> <p>氏名 _____ (才)</p> <p>付添人氏名 _____ (才)</p> <p>乗車区間 ..... 駅から [ ] 駅まで</p> <p>.....年.....月.....日発行</p> <p>発行者 _____</p> <p>所在地 _____</p> <p>施設名 _____</p> <p>施設代表者氏名 _____ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">代表者 職 印</span></p>	<p style="text-align: center;">(注 意)</p> <p>(1) この証明書は、被救護者(付添人)用割引普通乗車券によって乗車する場合には、必ず携帯し、係員の請求があったときは、いつでも显示しなければならない。</p> <p>(2) この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。</p> <p>(3) この証明書を紛失したときは、直ちに、発行者に届け出なければならない。</p> <p>(4) この証明書は、旅行を終了したとき又は有効期間を経過したときには、直ちに、発行者に返さなければならない。</p> <p>(5) この証明書の有効期間は、発行の日から1箇月間とする。</p>
---	---

8.5cm

6cm

- 備考 (1)  内には、指定番号を表示する。
- (2) 乗車区間欄末尾のかっこ内には、片道・往復又は付添人だけ往復の別を表示する。

3 前項の旅行証明書の有効期間は、発行の日から1箇月間とする。

(中略)

(乗車券類の表示事項)

第183条 乗車券類の表面には、次の各号に掲げる事項を表示する。

- (1) 旅客運賃・料金額
- (2) 有効区間
- (3) 有効期間
- (4) 発売日付
- (5) 発売箇所名

現行

改正

2 次の各号に掲げる乗車券類にあつては、前項に規定する表示事項の一部を省略することができる。

- (1) 臨時に発売する乗車券類
- (2) その他特殊の乗車券類

(中略)

(補充片道乗車券の様式)

第 191 条 補充片道乗車券の様式は、次の各号のとおりとする。  
大人用・小児用

表

乙	甲
8cm	9.5cm

(中略)

(常備往復乗車券の様式)

第 193 条 常備往復乗車券の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

2 前項第 3 号及び第 4 号について、元号表示のものを西暦表示に、西暦表示のものを元号表示とすることがある。

3 次の各号に掲げる乗車券類にあつては、前項に規定する表示事項の一部を省略することができる。

- (1) 臨時に発売する乗車券類
- (2) その他特殊の乗車券類

(中略)

(補充片道乗車券の様式)

第 191 条 補充片道乗車券の様式は、次の各号のとおりとする。  
大人用・小児用

表

乙	甲
8cm	9.5cm

(中略)

(常備往復乗車券の様式)

第 193 条 常備往復乗車券の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

現行

(1) 硬券式大人小児用

(中略)

(2) 軟券式大人小児用

表

小児断線 甲	小児断線 乙
NO 1234 往復乗車券 <small>かえり</small> 小児 東京都区内▶仙台市内 (東北線経由) 発売日共6日間有効 Y 何 平成...年...月...日 発行	復割 NO 1234 往復乗車券 <small>ゆき</small> 小児 仙台市内▶東京都区内 (東北線経由) 発売日共6日間有効 Y 何 平成...年...月...日 発行
M	M
28cm (裏無地)	

(中略)

(補充往復乗車券の様式)

第 195 条 補充往復乗車券の様式は、次のとおりとする。

大人用・小児用

表

乙 往復 1211 乙 NO1234 経由 印 接 統 連社1 連社2 東京 440101	海 <small>かえり</small> 甲 NO1234 ..... から ..... まで 経由 (.....) 発売日共 ..... 日間有効 ¥..... 円 平成.....年.....月.....日 発行	海 <small>ゆき</small> 甲 NO1234 ..... から ..... まで 経由 (.....) 発売日共 ..... 日間有効 ¥..... 円 平成.....年.....月.....日 発行
7cm	5.5cm	5cm

改正

(1) 硬券式大人小児用

(中略)

(2) 軟券式大人小児用

表

小児断線 甲	小児断線 乙
NO 1234 往復乗車券 <small>かえり</small> 小児 東京都区内▶仙台市内 (東北線経由) 発売日共6日間有効 Y 何 平成...年...月...日 発行	復割 NO 1234 往復乗車券 <small>ゆき</small> 小児 仙台市内▶東京都区内 (東北線経由) 発売日共6日間有効 Y 何 平成...年...月...日 発行
M	M
28cm (裏無地)	

(中略)

(補充往復乗車券の様式)

第 195 条 補充往復乗車券の様式は、次のとおりとする。

大人用・小児用

表

乙 往復 1211 乙 NO1234 経由 印 接 統 連社1 連社2 東京 440101	海 <small>かえり</small> 甲 NO1234 ..... から ..... まで 経由 (.....) 発売日共 ..... 日間有効 ¥..... 円 .....年.....月.....日 発行	海 <small>ゆき</small> 甲 NO1234 ..... から ..... まで 経由 (.....) 発売日共 ..... 日間有効 ¥..... 円 .....年.....月.....日 発行
7cm	5.5cm	5cm

現行

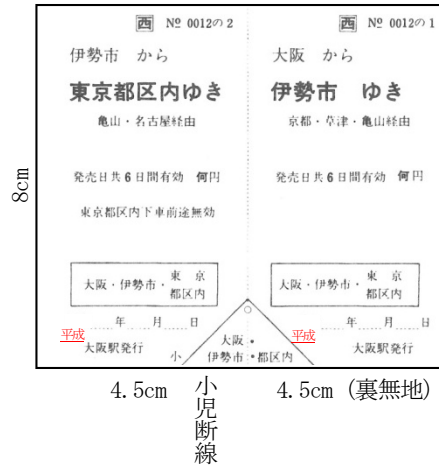
(中略)

(常備連続乗車券の様式)

第196条 常備連続乗車券の様式は、次のとおりとする。

大人小児用

表



改正

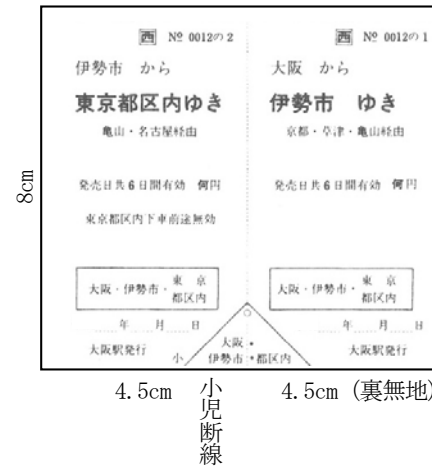
(中略)

(常備連続乗車券の様式)

第196条 常備連続乗車券の様式は、次のとおりとする。

大人小児用

表



現行

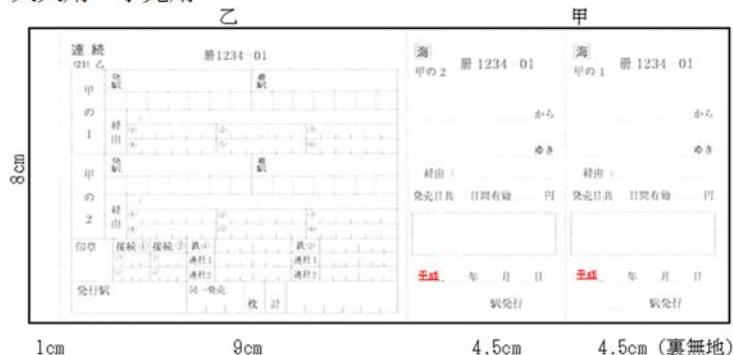
改正

第197条 削除

(補充連続乗車券の様式)

第198条 補充連続乗車券の様式は、次のとおりとする。

大人用・小児用 表



備考 必要に応じ、甲片の裏面に、第195条の様式の裏面の表示事項を印刷する。

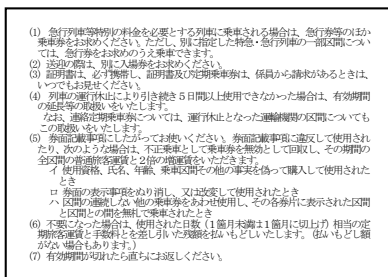
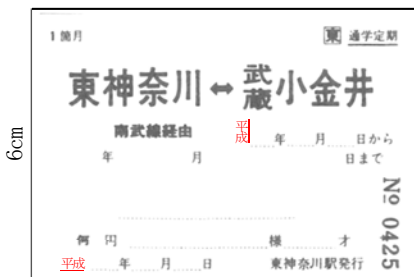
第2款 定期乗車券の様式

(常備定期乗車券の様式)

第199条 常備定期乗車券の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 通勤・通学定期乗車券大人用・小児用

表 裏



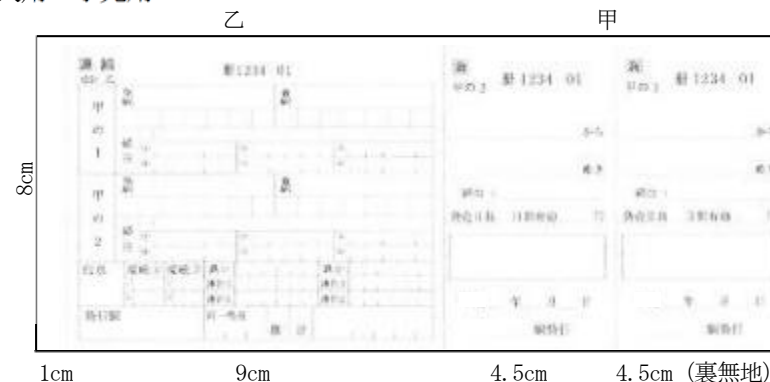
8.5cm

第197条 削除

(補充連続乗車券の様式)

第198条 補充連続乗車券の様式は、次のとおりとする。

大人用・小児用 表



備考 必要に応じ、甲片の裏面に、第195条の様式の裏面の表示事項を印刷する。

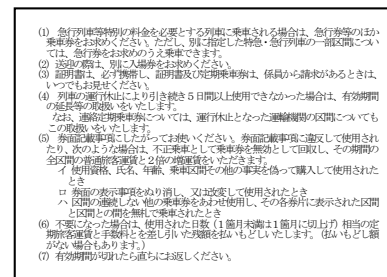
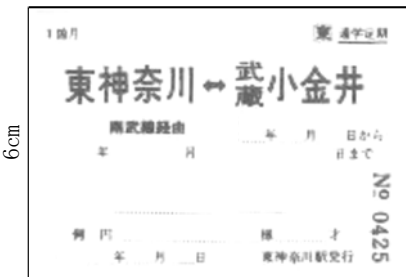
第2款 定期乗車券の様式

(常備定期乗車券の様式)

第199条 常備定期乗車券の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 通勤・通学定期乗車券大人用・小児用

表 裏



8.5cm



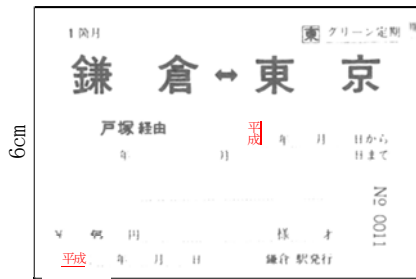
現行

備考 通勤定期乗車券にあつては、裏面の注意事項の第3号を次のように改めたものとする。

(3) この定期乗車券は、係員から請求があるときは、いつでもお見せ下さい。

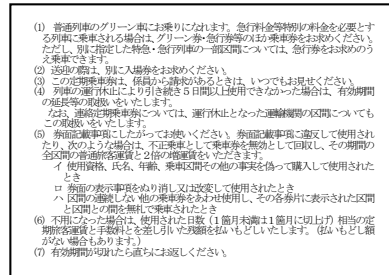
(2) 特別車両定期乗車券大人用・小児用

表



8.5cm

裏



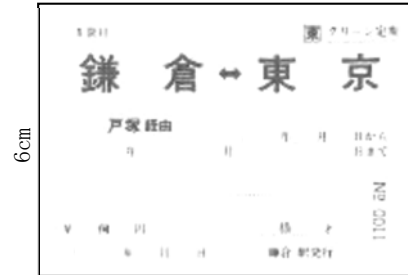
改正

備考 通勤定期乗車券にあつては、裏面の注意事項の第3号を次のように改めたものとする。

(3) この定期乗車券は、係員から請求があるときは、いつでもお見せ下さい。

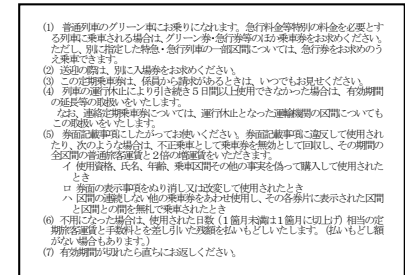
(2) 特別車両定期乗車券大人用・小児用

表



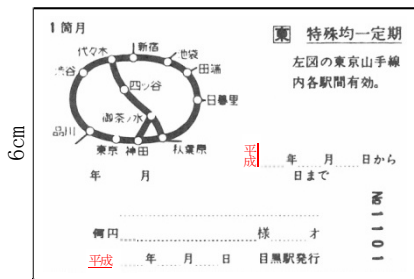
8.5cm

裏



(3) 特殊均一定期乗車券大人用

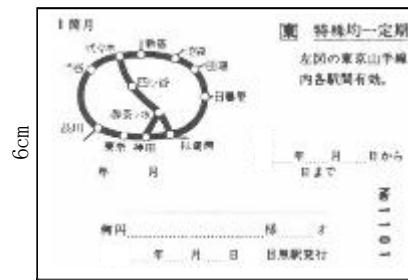
表



8.5cm

備考 裏面に、通勤定期乗車券の裏面の注意事項を印刷する。

表



8.5cm

備考 裏面に、通勤定期乗車券の裏面の注意事項を印刷する。

現行

(準常備定期乗車券の様式)

第 200 条 準常備定期乗車券（特殊均一定期乗車券を除く。）の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 期間指定式大人用・小児用  
表

甲		乙	
9cm	9cm	3.5cm	3.5cm

備考 甲片の裏面に、所定の注意事項を印刷する。

(2) 区間指定式大人用・小児用  
表

甲		乙	
9cm	9.5cm	3.5cm	3.5cm

備考 甲片の裏面に、所定の注意事項を印刷する。

改正

(準常備定期乗車券の様式)

第 200 条 準常備定期乗車券（特殊均一定期乗車券を除く。）の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 期間指定式大人用・小児用  
表

甲		乙	
6cm	9cm	3.5cm	3.5cm

備考 甲片の裏面に、所定の注意事項を印刷する。

(2) 区間指定式大人用・小児用  
表

甲		乙	
6cm	9.5cm	3.5cm	3.5cm

備考 甲片の裏面に、所定の注意事項を印刷する。

現行

(3) 通学区分指定式大人小児用

表

甲 乙

9.5cm

3cm

備考 甲片の裏面に、所定の注意事項を印刷する。

(補充定期乗車券の様式)

第 201 条 補充定期乗車券（特殊均一定期乗車券を除く。）の様式は、次のとおりとする。

大人用・小児用

表

甲 乙

9cm

8.5cm

備考 甲片の裏面に、所定の注意事項を印刷する。

改正

(3) 通学区分指定式大人小児用

表

甲 乙

9.5cm

3cm

備考 甲片の裏面に、所定の注意事項を印刷する。

(補充定期乗車券の様式)

第 201 条 補充定期乗車券（特殊均一定期乗車券を除く。）の様式は、次のとおりとする。

大人用・小児用

表

甲 乙

9cm

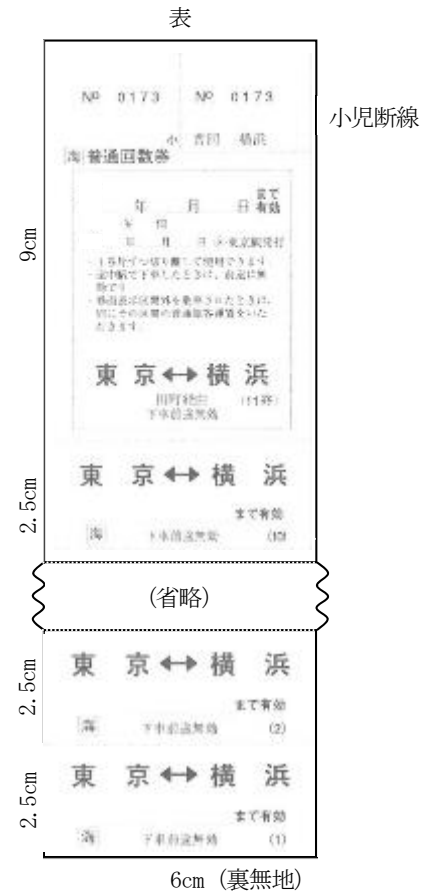
8.5cm

備考 甲片の裏面に、所定の注意事項を印刷する。

現行	改正
<p data-bbox="600 204 674 236">(中略)</p> <p data-bbox="163 292 544 323">第3款 普通回数乗車券の様式</p> <p data-bbox="181 333 519 365">(常備普通回数乗車券の様式)</p> <p data-bbox="163 375 1021 406">第203条 常備普通回数乗車券大人小児用の様式は、次のとおりとする。</p> <p data-bbox="197 416 327 448">(1) 一般用</p>	<p data-bbox="1563 204 1637 236">(中略)</p> <p data-bbox="1126 292 1507 323">第3款 普通回数乗車券の様式</p> <p data-bbox="1144 333 1482 365">(常備普通回数乗車券の様式)</p> <p data-bbox="1126 375 1984 406">第203条 常備普通回数乗車券大人小児用の様式は、次のとおりとする。</p> <p data-bbox="1160 416 1290 448">(1) 一般用</p>

現行

改正



備考 必要に応じ、経路を表示する。

備考 必要に応じ、経路を表示する。

(補充普通回数乗車券の様式)

(補充普通回数乗車券の様式)

第 204 条 補充普通回数乗車券大人用・小児用の様式は、次のとおりとする。

第 204 条 補充普通回数乗車券大人用・小児用の様式は、次のとおりとする。

現行

改正

表

表

7cm

普通回数券 (報告用) No1234

発 駅	東京	着 駅	
440101			
種	1	2	
由	3	4	

発行駅 ①東京 印 家  
440101

同一発売 平成 年 月 日発行

---

普通回数券 No1234

平成 年 月 日 まで有効

平成 年 月 日 ①東京駅発行

- 1券片ずつ切り離して使用できます。
- 途中駅で下車したときは、両端は無効です。
- 券面表の区間外を乗車されたときは、別にその区間の普通旅客運賃をいただきます。

東京 ↔

経山( ) 下車前迄無効 (11峠)

---

東京 ↔ まで有効

下車前迄無効 (10)

---

(省略)

---

東京 ↔ まで有効

下車前迄無効 (2)

---

東京 ↔ まで有効

下車前迄無効 (1)

7cm

普通回数券 (報告用) No1234

発 駅	東京	着 駅	
440101			
種	1	2	
由	3	4	

発行駅 ①東京 印 家  
440101

同一発売 平成 年 月 日発行

---

普通回数券 No1234

平成 年 月 日 まで有効

平成 年 月 日 ①東京駅発行

- 1券片ずつ切り離して使用できます。
- 途中駅で下車したときは、両端は無効です。
- 券面表の区間外を乗車されたときは、別にその区間の普通旅客運賃をいただきます。

東京 ↔

経山( ) 下車前迄無効 (11峠)

---

東京 ↔ まで有効

下車前迄無効 (10)

---

(省略)

---

東京 ↔ まで有効

下車前迄無効 (2)

---

東京 ↔ まで有効

下車前迄無効 (1)

6cm (裏無地)

6cm (裏無地)

現行

備考 必要に応じ経由を表示する。  
(中略)

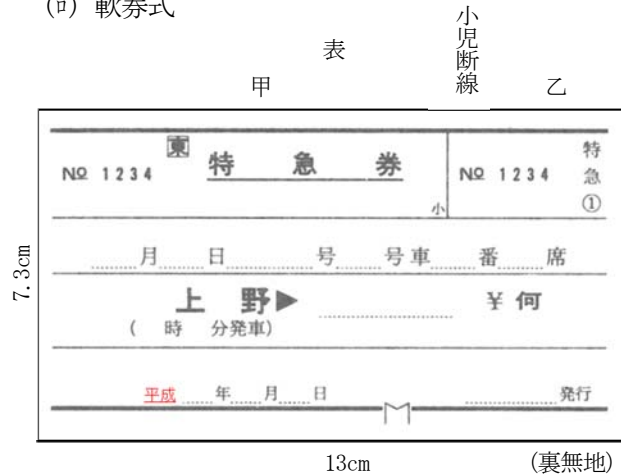
第3節 急行券の様式  
(常備急行券の様式)

第211条 常備急行券の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 指定席特急券大人小児用  
イ 一般用

(中略)

- (ロ) 軟券式



備考 (イ)の備考は、この急行券の場合に準用する。

- ロ 新幹線用

(中略)

改正

備考 必要に応じ経由を表示する。  
(中略)

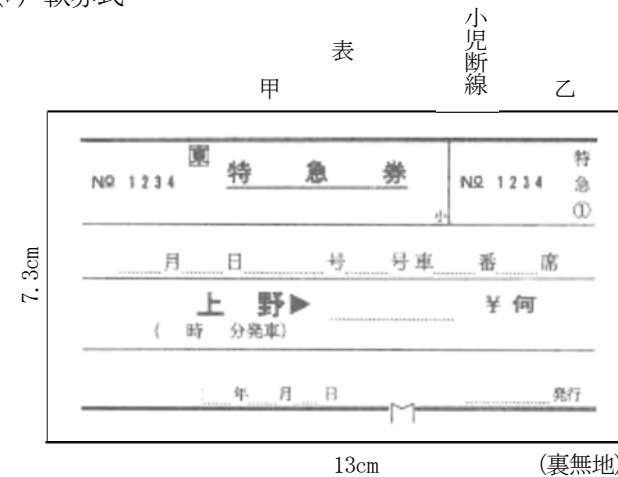
第3節 急行券の様式  
(常備急行券の様式)

第211条 常備急行券の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 指定席特急券大人小児用  
イ 一般用

(中略)

- (ロ) 軟券式



備考 (イ)の備考は、この急行券の場合に準用する。

- ロ 新幹線用

(中略)

現行

改正

(ロ) 軟券式

(ロ) 軟券式

表

表

小  
児  
断  
線

小  
児  
断  
線

甲

甲

乙

乙

7.3cm

7.3cm

13cm

(裏無地)

13cm

(裏無地)

備考 前イの(イ)の備考は、この急行券の場合に準用する。

備考 前イの(イ)の備考は、この急行券の場合に準用する。

(中略)

(中略)

(3) 自由席特急券大人小児用

(3) 自由席特急券大人小児用

イ 一般用

イ 一般用

(中略)

(中略)

ハ 着駅名表示式

ハ 着駅名表示式

(イ) 一般用

(イ) 一般用

(中略)

(中略)

(ハ) 乗車券類発売機用

(ハ) 乗車券類発売機用

a 大型券売機大人小児用

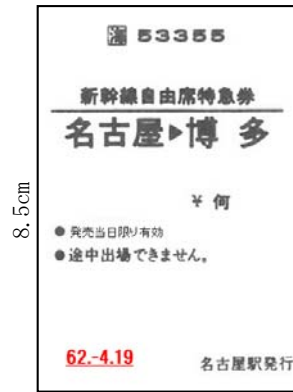
a 大型券売機大人小児用



現行

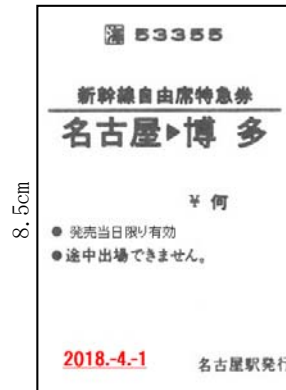
改正

表



5.75cm (裏無地)

表



5.75cm (裏無地)

備考 「発売当日限り有効」を「1日間有効」と表示することがある。  
 (注) 第57条の5第1項の規定により発売する場合は、第188条第1項第12号に規定する記号は「遅れ承知・割引」の例により表示される。

(中略)

第4節 特別車両券の様式  
 (常備特別車両券の様式)

第214条 常備特別車両券(第63条の規定により発売する急行・特別車両券(A)を含む。)の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 急行列車用(大人小児用)
  - イ 指定席一般用
    - (イ) 硬券式

(中略)

備考 「発売当日限り有効」を「1日間有効」と表示することがある。  
 (注) 第57条の5第1項の規定により発売する場合は、第188条第1項第12号に規定する記号は「遅れ承知・割引」の例により表示される。

(中略)

第4節 特別車両券の様式  
 (常備特別車両券の様式)

第214条 常備特別車両券(第63条の規定により発売する急行・特別車両券(A)を含む。)の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 急行列車用(大人小児用)
  - イ 指定席一般用
    - (イ) 硬券式

(中略)

現行

(ロ) 軟券式

表		小 児 断 線	
甲			乙
特急券・グリーン券 NO. 1234 特 <small>小</small> ①			
月 日 号 号車 番 席			
上野▶ ￥何 (時 分発車)			
平成 年 月 日 発行			

7.3cm  
13cm (裏無地)

備考 第211条第1号イの(イ)の備考は、この特別車両券の場合に準用する。

ハ 新幹線用  
(イ) 硬券式

(中略)

改正

(ロ) 軟券式

表		小 児 断 線	
甲			乙
特急券・グリーン券 NO. 1234 特 <small>小</small> ①			
月 日 号 号車 番 席			
上野▶ ￥何 (時 分発車)			
年 月 日 発行			

7.3cm  
13cm (裏無地)

備考 第211条第1号イの(イ)の備考は、この特別車両券の場合に準用する。

ハ 新幹線用  
(イ) 硬券式

(中略)

現行

(㊦) 軟券式

表

甲 小  
児  
断  
線 乙

NO 1234	新幹線特急券・グリーン券	NO 1234	幹 特 グ
上野▶仙台		¥何	
(時 分発車)	(時 分発車)		
月	月		
日	日		
号車	号車	番	席
平成 年 月 日		発行	

13cm (裏無地)

- 備考 (1) 第211条第1号イの(イ)の備考は、この特別車両券の場合に準用する。
- (2) 必要に応じ、一部区間を特別車両以外の座席車に乗車用のものを印刷する。この場合、「何何間普通車」の例により印刷する。

(中略)

第6節 座席指定券の様式

(常備座席指定券の様式)

第219条 常備座席指定券(第63条の規定により発売する急行・座席指定券を含む。)の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 一般式急行列車用(大人小児用)  
イ 硬券式

改正

(㊦) 軟券式

表

甲 小  
児  
断  
線 乙

NO 1234	新幹線特急券・グリーン券	NO 1234	幹 特 グ
上野▶仙台		¥何	
(時 分発車)	(時 分発車)		
月	月		
日	日		
号車	号車	番	席
年 月 日		発行	

13cm (裏無地)

- 備考 (1) 第211条第1号イの(イ)の備考は、この特別車両券の場合に準用する。
- (2) 必要に応じ、一部区間を特別車両以外の座席車に乗車用のものを印刷する。この場合、「何何間普通車」の例により印刷する。

(中略)

第6節 座席指定券の様式

(常備座席指定券の様式)

第219条 常備座席指定券(第63条の規定により発売する急行・座席指定券を含む。)の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 一般式急行列車用(大人小児用)  
イ 硬券式

現行

(中略)

口 軟券式

表

小  
児  
断  
線

甲

乙

7.3cm

NO 1234	急行券・指定席券	NO 1234	急 ① ザ
月 日 号 号車 番 席		小	
上野▶		¥何	
(時 分発車)			
平成 年 月 日		発行	

13cm

(裏無地)

備考 (1) 第211条第1号イの(イ)の備考は、この座席指定券の場合に準用する。

(2) 必要に応じ、有効区間を駅名表示式とする。

(2) 普通列車用 (大人小児用)

イ 硬券式

(中略)

改正

(中略)

口 軟券式

表

小  
児  
断  
線

甲

乙

7.3cm

NO 1234	急行券・指定席券	NO 1234	急 ① ザ
月 日 号 号車 番 席		小	
上野▶		¥何	
(時 分発車)			
年 月 日		発行	

13cm

(裏無地)

備考 (1) 第211条第1号イの(イ)の備考は、この座席指定券の場合に準用する。

(2) 必要に応じ、有効区間を駅名表示式とする。

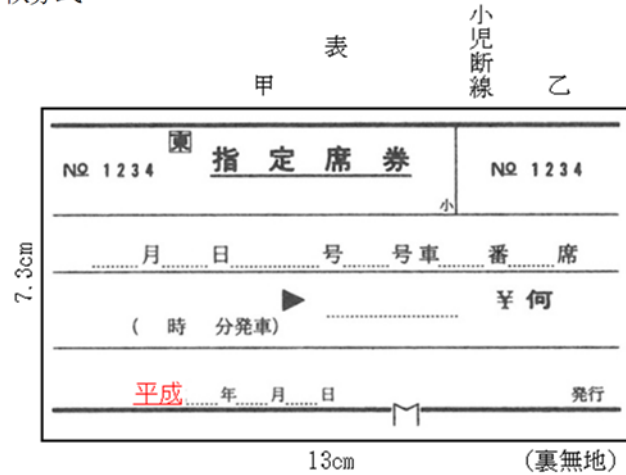
(2) 普通列車用 (大人小児用)

イ 硬券式

(中略)

現行

ロ 軟券式



備考 (1) 第 211 条第 1 号イの(イ)の備考は、この座席指定券の場合に準用する。

(2) 必要に応じ、前号イの備考第 2 号を準用する。

(中略)

(特殊共通券の様式)

第 222 条の 2 特殊共通券は、普通乗車券、定期乗車券、自由席特急券、普通急行券、特別車両券（急行・特別車両券(A)を含む。）、寝台券（急行・寝台券を含む。）、座席指定券（急行・座席指定券を含む。）又は別に定める乗車券類として発売するものとし、その様式は、次の各号のとおりする。

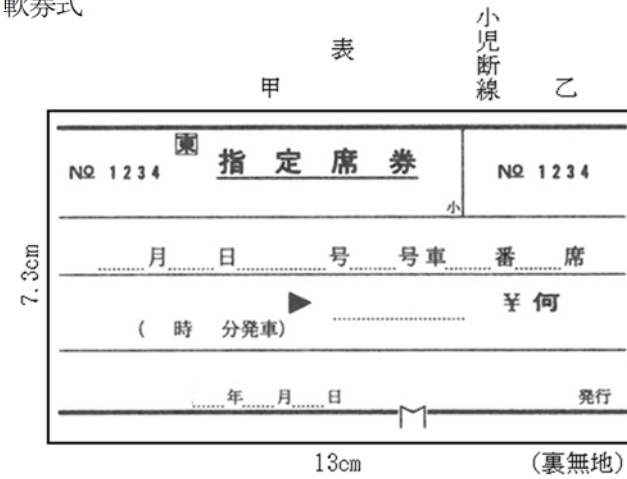
(1) 常備式

イ 定期乗車券用

イ以外の乗車券類用

改正

ロ 軟券式



備考 (1) 第 211 条第 1 号イの(イ)の備考は、この座席指定券の場合に準用する。

(2) 必要に応じ、前号イの備考第 2 号を準用する。

(中略)

(特殊共通券の様式)

第 222 条の 2 特殊共通券は、普通乗車券、定期乗車券、自由席特急券、普通急行券、特別車両券（急行・特別車両券(A)を含む。）、寝台券（急行・寝台券を含む。）、座席指定券（急行・座席指定券を含む。）又は別に定める乗車券類として発売するものとし、その様式は、次の各号のとおりする。

(1) 常備式

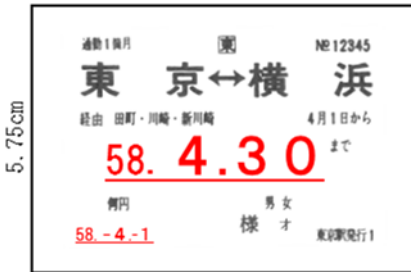
イ 定期乗車券用

イ以外の乗車券類用

現行

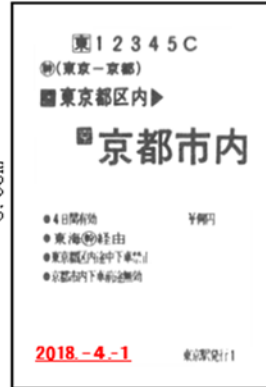
改正

表



8.5cm (裏無地)

表



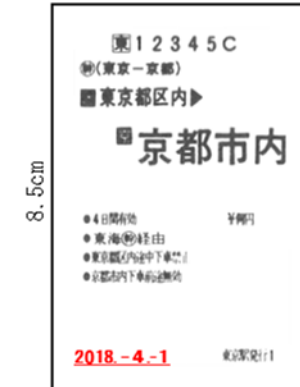
5.75cm (裏無地)

表



8.5cm (裏無地)

表

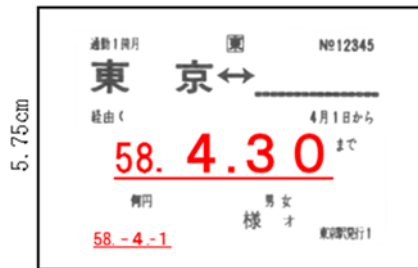


5.75cm (裏無地)

(2) 記入式

イ 定期乗車券用

表



8.5cm (裏無地)

ロ イ以外の乗車券用  
表



5.75cm (裏無地)

(2) 記入式

イ 定期乗車券用

表



8.5cm (裏無地)

ロ イ以外の乗車券用  
表



5.75cm (裏無地)

現行

備考 往復乗車券、連続乗車券及び小児用の乗車券類に対する記号は、上部余白に表示し、割引、後払及び免税の取扱いに対する記号は下部余白に表示する。

(中略)

(一般用特別補充券の様式)

第 225 条 一般用特別補充券の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 出札補充券及び改札補充券

表

裏

12.5cm	事 1 2 3 4 片 往 新 新 由 道 復 往 復 領 収 額 Amount Received ¥      千      円		冊 1 2 3 4 - 0 1 甲		×
	原 券 月 日 種別 号 経由		日 冊 有 効 期 日 冊 発 売 日 冊 Good for		
	収 受 文 は 変 更 区 間 経由		1 2 3 4 5 6		
	人 員 大 人 Adult    小 児 Child    学 割    入		接 続 再 掲    連 社 1    連 社 2		
	記 事 発 売 額 計		1 往 片 内 経 由    大 人 無 割 2 復 片 内 経 由    大 人 無 割 年 月 日    発 行		
	年 月 日    発 行		(入 紙 ・ 途 中 下 車 印) ⑤		
	1.3cm		8.2cm		
	備考 (1) この様式は、出札補充券のものとし、改札補充券にあつては、表面の「東京駅発行」を「東京駅改発行」と表示し、また、共用とするものにあつては、「何駅発行」の例によって表示する。 (2) 必要事項を印刷し、常備式とすることがある。		(ご 案 内) (1) 発駅又は着駅が、札幌市内、仙台市内、東京都区内、横浜市内・川崎・鶴見線内、名古屋市内、京都市内、大阪市内、神戸市内、広島市内、北九州市内、福岡市内又は東京山手線内と表示されている場合は、その区間内にある旅客鉄道会社線各駅で乗車又は下車できますが、これらの各駅で下車したときは、前金は無効となります。 なお、大阪市内と表示されている場合は新加美駅、神戸市内と表示されている場合は道場駅、福岡市内と表示されている場合は巨勢駅、下山門駅、今宿駅、九大学研都市駅及び開 船寺駅は含まれません。また、横浜市内と表示されている場合は川崎・鶴見線内を、広島市内と表示されている場合は海田市駅及び向洋駅を含みます。 (2) 片道の営業キロが100キロメートル以内の区間の乗車券並びに東京、大阪、福岡、新潟及び仙台近郊区間内各駅相互発着の乗車券として発行したものは、途中駅で下車したときは、前金は無効です。 (3) 自由席特急券、普通急行券又はグリーン券として発行したものは、ご乗車される列車に1回限り有効です。ただし、新幹線の自由席特急券については、出場しない限り、他の列車に自由に乗り継いでご乗車できます。		

改正

備考 往復乗車券、連続乗車券及び小児用の乗車券類に対する記号は、上部余白に表示し、割引、後払及び免税の取扱いに対する記号は下部余白に表示する。

(中略)

(一般用特別補充券の様式)

第 225 条 一般用特別補充券の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 出札補充券及び改札補充券

表

裏

12.5cm	事 1 2 3 4 片 往 新 新 由 道 復 往 復 領 収 額 Amount Received ¥      千      円		冊 1 2 3 4 - 0 1 甲		×
	原 券 月 日 種別 号 経由		日 冊 有 効 期 日 冊 発 売 日 冊 Good for		
	収 受 文 は 変 更 区 間 経由		1 2 3 4 5 6		
	人 員 大 人 Adult    小 児 Child    学 割    入		接 続 再 掲    連 社 1    連 社 2		
	記 事 発 売 額 計		1 往 片 内 経 由    大 人 無 割 2 復 片 内 経 由    大 人 無 割 年 月 日    発 行		
	年 月 日    発 行		(入 紙 ・ 途 中 下 車 印) ⑤		
	1.3cm		8.2cm		
	備考 (1) この様式は、出札補充券のものとし、改札補充券にあつては、表面の「東京駅発行」を「東京駅改発行」と表示し、また、共用とするものにあつては、「何駅発行」の例によって表示する。 (2) 必要事項を印刷し、常備式とすることがある。		(ご 案 内) (1) 発駅又は着駅が、札幌市内、仙台市内、東京都区内、横浜市内・川崎・鶴見線内、名古屋市内、京都市内、大阪市内、神戸市内、広島市内、北九州市内、福岡市内又は東京山手線内と表示されている場合は、その区間内にある旅客鉄道会社線各駅で乗車又は下車できますが、これらの各駅で下車したときは、前金は無効となります。 なお、大阪市内と表示されている場合は新加美駅、神戸市内と表示されている場合は道場駅、福岡市内と表示されている場合は巨勢駅、下山門駅、今宿駅、九大学研都市駅及び開 船寺駅は含まれません。また、横浜市内と表示されている場合は川崎・鶴見線内を、広島市内と表示されている場合は海田市駅及び向洋駅を含みます。 (2) 片道の営業キロが100キロメートル以内の区間の乗車券並びに東京、大阪、福岡、新潟及び仙台近郊区間内各駅相互発着の乗車券として発行したものは、途中駅で下車したときは、前金は無効です。 (3) 自由席特急券、普通急行券又はグリーン券として発行したものは、ご乗車される列車に1回限り有効です。ただし、新幹線の自由席特急券については、出場しない限り、他の列車に自由に乗り継いでご乗車できます。		

備考 (1) この様式は、出札補充券のものとし、改札補充券にあつては、表面の「東京駅発行」を「東京駅改発行」と表示し、また、共用とするものにあつては、「何駅発行」の例によって表示する。  
 (2) 必要事項を印刷し、常備式とすることがある。

備考 (1) この様式は、出札補充券のものとし、改札補充券にあつては、表面の「東京駅発行」を「東京駅改発行」と表示し、また、共用とするものにあつては、「何駅発行」の例によって表示する。  
 (2) 必要事項を印刷し、常備式とすることがある。

現行

(2) 料金専用補充券

表

(中略)

(乗車変更専用特別補充券の様式)

第 227 条 乗車変更専用特別補充券の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 区間変更用

イ 乗車券用

(イ) 硬券式大人小児用

(中略)

(ロ) 軟券式大人用・小児用

5cm (裏無地)

改正

(2) 料金専用補充券

表

(中略)

(乗車変更専用特別補充券の様式)

第 227 条 乗車変更専用特別補充券の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 区間変更用

イ 乗車券用

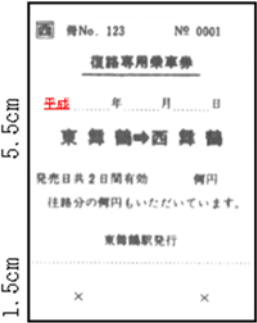
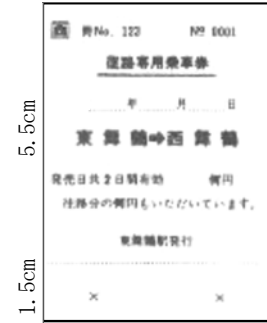
(イ) 硬券式大人小児用

(中略)

(ロ) 軟券式大人用・小児用

5cm (裏無地)



現行	改正
<p>備考 必要に応じ、一部様式を変更することがある。 (中略)</p> <p>(3) 別途乗車復路用 イ 硬券式大人小児用 (中略) ロ 軟券式大人用・小児用</p> <p style="text-align: center;">表</p>  <p style="text-align: center;">5cm (裏無地)</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>	<p>備考 必要に応じ、一部様式を変更することがある。 (中略)</p> <p>(3) 別途乗車復路用 イ 硬券式大人小児用 (中略) ロ 軟券式大人用・小児用</p> <p style="text-align: center;">表</p>  <p style="text-align: center;">5cm (裏無地)</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>
<p>(無賃送還の取扱方)</p> <p>第284条 第282条第1項の規定により旅客が無賃送還の取扱いの請求をした場合は、次の各号に定めるところにより取り扱う。</p> <p>(1) 無賃送還は、その事実が発生した際使用していた乗車券の券片に表示された発駅（当該乗車券が発駅共通のものであるときは、発駅共通区間内の旅客の希望駅）までの区間（以下「無賃送還区間」という。）を最近の列車（急行列車を除く。）に乗車する場合に限り取り扱う。ただし、<u>急行券及び特別車両券を使用して乗車した旅客については、次により無賃送還区間を急行列車又は特別車両により乗車させることがある。</u></p>	<p>(無賃送還の取扱方)</p> <p>第284条 第282条第1項の規定により旅客が無賃送還の取扱いの請求をした場合は、次の各号に定めるところにより取り扱う。</p> <p>(1) 無賃送還は、その事実が発生した際使用していた乗車券の券片に表示された発駅（当該乗車券が発駅共通のものであるときは、発駅共通区間内の旅客の希望駅）までの区間（以下「無賃送還区間」という。）を最近の列車（急行列車を除く。）に乗車する場合に限り取り扱う。ただし、次により無賃送還区間を急行列車、<u>特別車両又はコンパートメント個室車</u>により乗車させることがある。</p>

現行	改正
<p>イ 急行券を<u>使用した</u>旅客については、急行列車により、当該急行券の発駅までの区間。ただし、特別急行券以外の急行券を<u>使用した</u>旅客は特別急行列車に乗車することはできない。</p> <p>ロ 特別車両券（グランクラスに有効な特別車両券を除く。）又はコンパートメント券を<u>使用した</u>旅客については、特別車両（グランクラスを除く。）又はコンパートメント個室車により、当該特別車両券又はコンパートメント券の発駅までの区間。ただし、乗車する列車に相当の旅客車がないとき又は満員等により相当の旅客車に乗車できないときは、適宜の旅客車による。</p> <p>ハ グランクラスに有効な特別車両券を<u>使用した</u>旅客については、グランクラスにより、当該特別車両券の発駅までの区間。ただし、乗車する列車にグランクラスがないとき又は満員等によりグランクラスに乗車できないときは、適宜の旅客車による。</p> <p>(2) 無賃送還は、乗車券の券面に表示された経路によって取り扱うものとする。ただし、やむを得ない事由によって乗車券に表示された経路により無賃送還の取扱いができないときは、他の経路の列車により乗車させることがある。</p> <p>(3) 無賃送還中は、途中下車の取扱いをしない。</p> <p>(4) 旅客が、前各号による乗車を拒んだときは、無賃送還の取扱いをしない。</p> <p>(中略)</p>	<p>イ 急行券を<u>使用し乗車していた</u>旅客については、急行列車により、当該急行券の発駅までの区間。ただし、特別急行券以外の急行券を<u>使用し乗車していた</u>旅客は特別急行列車に乗車することはできない。</p> <p>ロ 特別車両券（グランクラスに有効な特別車両券を除く。）又はコンパートメント券を<u>使用し乗車していた</u>旅客については、特別車両（グランクラスを除く。）又はコンパートメント個室車により、当該特別車両券又はコンパートメント券の発駅までの区間。ただし、乗車する列車に相当の旅客車がないとき又は満員等により相当の旅客車に乗車できないときは、適宜の旅客車による。</p> <p>ハ グランクラスに有効な特別車両券を<u>使用し乗車していた</u>旅客については、グランクラスにより、当該特別車両券の発駅までの区間。ただし、乗車する列車にグランクラスがないとき又は満員等によりグランクラスに乗車できないときは、適宜の旅客車による。</p> <p><u>(2) 前号ただし書の規定にかかわらず、旅客が急行券を既に使用した場合であっても、係員がその事実を認定したときは、当該急行券の発駅までの区間を、急行列車により乗車させることがある。ただし、原乗車券の区間において途中下車をしていた場合は、最近の下車駅までの区間に限る。</u></p> <p>(3) 無賃送還は、乗車券の券面に表示された経路によって取り扱うものとする。ただし、やむを得ない事由によって乗車券に表示された経路により無賃送還の取扱いができないときは、他の経路の列車により乗車させることがある。</p> <p>(4) 無賃送還中は、途中下車の取扱いをしない。</p> <p>(5) 旅客が、前各号による乗車を拒んだときは、無賃送還の取扱いをしない。</p> <p>(中略)</p>

現行	改正
<p>(東京駅又は新大阪駅着となる急行券、特別車両券、寝台券又は座席指定券に対する料金の払いもどしの特例)</p> <p>第 290 条 東海道本線（東海道本線（新幹線）を含む。）を經由する急行列車の急行券、特別車両券、寝台券又は座席指定券を所持する旅客で、下車駅を東京駅若しくは新橋駅又は新大阪駅とするものにあつては、第 282 条の 2 の規定により、品川駅と東京駅又は大阪駅と新大阪駅との区間が乗車できなくなった場合（当該区間のうち一部が乗車できなくなった場合を含む。）の急行券、特別車両券、寝台券又は座席指定券の払いもどしについては、運行不能となった駅を当該急行券、特別車両券、寝台券又は座席指定券の下車駅として取り扱うものとする。この場合、すでに收受した急行料金又は特別車両料金とすでに乗車した区間に対する急行料金又は特別車両料金を比較して過剰額の払いもどしをする。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>	<p>(東京駅着となる急行券、特別車両券、寝台券又は座席指定券に対する料金の払いもどしの特例)</p> <p>第 290 条 東海道本線（東海道本線（新幹線）を含む。）を經由する急行列車の急行券、特別車両券、寝台券又は座席指定券を所持する旅客で、下車駅を東京駅又は新橋駅とするものにあつては、第 282 条の 2 の規定により、品川駅と東京駅との区間が乗車できなくなった場合（当該区間のうち一部が乗車できなくなった場合を含む。）の急行券、特別車両券、寝台券又は座席指定券の払いもどしについては、運行不能となった駅を当該急行券、特別車両券、寝台券又は座席指定券の下車駅として取り扱うものとする。この場合、すでに收受した急行料金又は特別車両料金とすでに乗車した区間に対する急行料金又は特別車両料金を比較して過剰額の払いもどしをする。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>
<p>(入場券の種類及び料金)</p> <p>第 295 条 入場券は、普通入場券及び定期入場券の 2 種類とし、その料金は、1 枚について次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 普通入場券</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>	<p>(入場券の種類及び料金)</p> <p>第 295 条 入場券は、普通入場券及び定期入場券の 2 種類とし、その料金は、1 枚について次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 普通入場券</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>

現行

3 定期入場券を購入しようとする者は、次の様式による定期入場券購入申込書に使用者の住所・氏名及び年齢を記入のうえ、提出しなければならない。

表

○ ○	
定期入場券購入申込書	
(定期入場券原票)	
定期入場券使用者	
(住所) .....	
(氏名) .....	
(.....才)	
年	月
日	まで有効
入場券番号	
記 事	
平成.....年.....月.....日.....駅.....	

14.8cm  
10.5cm (裏無地)

(中略)

(入場券の様式)

第 298 条 入場券の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。この場合、普通入場券にあってはその表面左端に発行日付印を押したものとし、定期入場券にあってはその所定欄に駅名、有効期限、氏名、年齢及び発行年月日をそれぞれ記入したものとする。

改正

3 定期入場券を購入しようとする者は、次の様式による定期入場券購入申込書に使用者の住所・氏名及び年齢を記入のうえ、提出しなければならない。

表

○ ○	
定期入場券購入申込書	
(定期入場券原票)	
定期入場券使用者	
(住所) .....	
(氏名) .....	
(.....才)	
年	月
日	まで有効
入場券番号	
記 事	
.....年.....月.....日.....駅.....	

14.8cm  
10.5cm (裏無地)

(中略)

(入場券の様式)

第 298 条 入場券の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。この場合、普通入場券にあってはその表面左端に発行日付印を押したものとし、定期入場券にあってはその所定欄に駅名、有効期限、氏名、年齢及び発行年月日をそれぞれ記入したものとする。

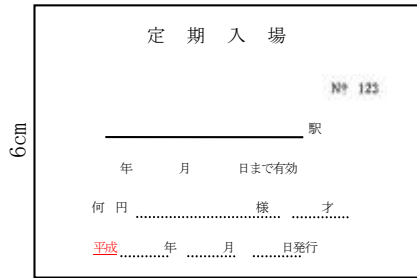
現行

(1) 普通入場券

(中略)

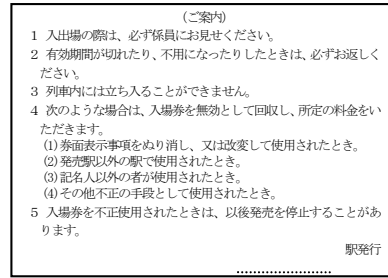
(2) 定期入場券 (大人用・小児用)

表



8.5cm

裏



- 備考 (1) 表面に淡紫青色で第 186 条の字模様を印刷する。  
 (2) 必要により駅名を印刷する。  
 (3) 第 223 条第 6 号に規定する特殊指定共通券の様式を使用することがある。

(中略)

(普通手回り品切符)

第 310 条 第 309 条の規定により普通手回り品料金を支払って、有料手回り品を車内に持ち込む旅客に対しては、普通手回り品切符又はこれに代わる証票を交付する。

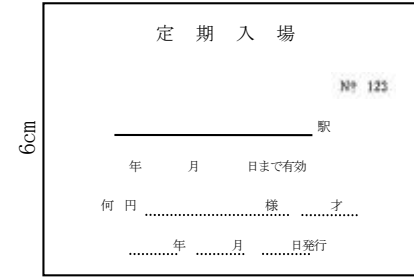
改正

(1) 普通入場券

(中略)

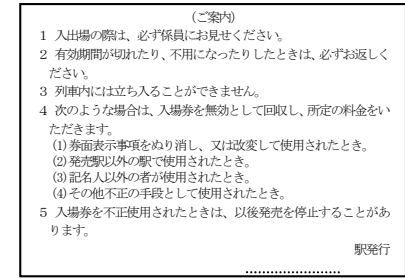
(2) 定期入場券 (大人用・小児用)

表



8.5cm

裏



- 備考 (1) 表面に淡紫青色で第 186 条の字模様を印刷する。  
 (2) 必要により駅名を印刷する。  
 (3) 第 223 条第 6 号に規定する特殊指定共通券の様式を使用することがある。

(中略)

(普通手回り品切符)

第 310 条 第 309 条の規定により普通手回り品料金を支払って、有料手回り品を車内に持ち込む旅客に対しては、普通手回り品切符又はこれに代わる証票を交付する。

現行

2 普通手回り品切符の様式は、次のとおりとする。

第1種 専用切符

表

1072

◎  
東海旅客鉄道株式会社  
普通手回り品切符

---

料 金 1個について 何 円  
持 込 区 間 .....まで  
持 込 月 日 .....月 .....日  
持 込 列 車 第 .....列車  
平成 ..年 ..月 ..日( ) ..駅

※裏面の注意事項をお読みください。

6.8cm

5.5cm

裏

◎  
ご 案 内

- この切符は、表記の持込月日に使用されないと無効になります。
- この切符は、途中下車しない限り、表記の区間に有効です。
- この切符は、乗車の際、係員に显示して入鉄を受けたうえ、手回り品の見やすい箇所にくくりつけてください。
- この切符は、下車された駅で係員にお渡しください。
- 手回り品は、御自分で保管してください。

備考 (1) 赤色刷りとする。

(2) 番号は、1,000号から1,999号までとし、必要に応じ、番号の左方に「い・ろ・は」の例により記号をつける。

(3) 紙質は、上質紙81.4g/m<sup>2</sup>とする。

(4) 上部の両面に、はと目紙をつける。

改正

2 普通手回り品切符の様式は、次のとおりとする。

第1種 専用切符

表

1072

◎  
東海旅客鉄道株式会社  
普通手回り品切符

---

料 金 1個について 何 円  
持 込 区 間 .....まで  
持 込 月 日 .....月 .....日  
持 込 列 車 第 .....列車  
.....年.....月.....日( ) ..駅

※裏面の注意事項をお読みください。

6.8cm

5.5cm

裏

◎  
ご 案 内

- この切符は、表記の持込月日に使用されないと無効になります。
- この切符は、途中下車しない限り、表記の区間に有効です。
- この切符は、乗車の際、係員に显示して入鉄を受けたうえ、手回り品の見やすい箇所にくくりつけてください。
- この切符は、下車された駅で係員にお渡しください。
- 手回り品は、御自分で保管してください。

備考 (1) 赤色刷りとする。

(2) 番号は、1,000号から1,999号までとし、必要に応じ、番号の左方に「い・ろ・は」の例により記号をつける。

(3) 紙質は、上質紙81.4g/m<sup>2</sup>とする。

(4) 上部の両面に、はと目紙をつける。

現行

第2種 共用切符

切取線

1.5cm

7.6cm

甲

乙

丙  
⑨控  
⑩番  
888

東海旅客鉄道株式会社

普通手回り品 切符  
一時預り

品名	個数	料金	
		(1)	(2)
		円	円

※ ※ ※ ※  
※ ※ ※ ※

記事  
持 込 区 間 ..... まで  
持 込 月 日 ..... 月 ..... 日  
持 込 列 車 第 ..... 列車  
平成 ..... 年 ..... 月 ..... 日発行( )  
..... 駅

その1

切取線

甲  
⑨番  
⑩番  
888

東海旅客鉄道株式会社

普通手回り品 切符  
一時預り

品名	個数	料金	
		(1)	(2)
		円	円

※ ※ ※ ※  
※ ※ ※ ※

案  
内  
1 一時預り料は、1個1日について何円となっています。ただし、6日目からは倍額になります。  
2 預り期間は15日以内ですが15日を過ぎてもお引取りのないときは、正規により処理することになっています。  
3 預り品は、一時預り料の残額及びこの切符と引換にお渡しいたします。  
平成 ..... 年 ..... 月 ..... 日発行( )  
平成 ..... 年 ..... 月 ..... 日引渡し( ) 駅

その2

改正

第2種 共用切符

切取線

1.5cm

7.6cm

甲

乙

丙  
⑨控  
⑩番  
888

東海旅客鉄道株式会社

普通手回り品 切符  
一時預り

品名	個数	料金	
		(1)	(2)
		円	円

※ ※ ※ ※  
※ ※ ※ ※

記事  
持 込 区 間 ..... まで  
持 込 月 日 ..... 月 ..... 日  
持 込 列 車 第 ..... 列車  
..... 年 ..... 月 ..... 日発行( )  
..... 駅

その1

切取線

甲  
⑨番  
⑩番  
888

東海旅客鉄道株式会社

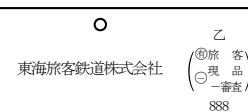
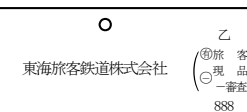
普通手回り品 切符  
一時預り

品名	個数	料金	
		(1)	(2)
		円	円

※ ※ ※ ※  
※ ※ ※ ※

案  
内  
1 一時預り料は、1個1日について何円となっています。ただし、6日目からは倍額になります。  
2 預り期間は15日以内ですが15日を過ぎてもお引取りのないときは、正規により処理することになっています。  
3 預り品は、一時預り料の残額及びこの切符と引換にお渡しいたします。  
..... 年 ..... 月 ..... 日発行( )  
..... 年 ..... 月 ..... 日引渡し( ) 駅

その2

現行		改正																			
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>切取線</span> <span>切取線</span> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <div style="text-align: center;">  <p>東海旅客鉄道株式会社</p> <p>◎旅客 ○現品 ○審査 888</p> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>普通手回り品 一時預り 切符</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">品名</th> <th rowspan="2">個数</th> <th colspan="2">料金</th> </tr> <tr> <th>(1)</th> <th>(2)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table> <div style="margin-top: 5px;"> <p>住所 氏名 殿</p> </div> <div style="margin-top: 5px;"> <p>持込区間 .....まで 持込月日 .....月 .....日 持込列車第 .....列車</p> <p>※裏面の注意事項をお読みください。 平成.....年.....月.....日発行( ) 平成.....年.....月.....日引渡し( ) 駅</p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>ご案内</p> </div> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 この切符は、表記の持込月日に使用されないと無効になります。</li> <li>2 この切符は、途中下車しない限り、表記の区間に有効です。</li> <li>3 この切符は、乗車の際、係員に显示して入駅をうけたうえ、手回り品の見やすい箇所にくくりつけてください。</li> <li>4 この切符は、下車された駅で係員にお渡しください。</li> <li>5 手回り品は、御自分で保管してください。</li> </ol> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>その3</span> <span>その3の裏</span> </div>	品名	個数	料金		(1)	(2)			円	円	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>切取線</span> <span>切取線</span> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <div style="text-align: center;">  <p>東海旅客鉄道株式会社</p> <p>◎旅客 ○現品 ○審査 888</p> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>普通手回り品 一時預り 切符</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">品名</th> <th rowspan="2">個数</th> <th colspan="2">料金</th> </tr> <tr> <th>(1)</th> <th>(2)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table> <div style="margin-top: 5px;"> <p>住所 氏名 殿</p> </div> <div style="margin-top: 5px;"> <p>持込区間 .....まで 持込月日 .....月 .....日 持込列車第 .....列車</p> <p>※裏面の注意事項をお読みください。 .....年.....月.....日発行( ) .....年.....月.....日引渡し( ) 駅</p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>ご案内</p> </div> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 この切符は、表記の持込月日に使用されないと無効になります。</li> <li>2 この切符は、途中下車しない限り、表記の区間に有効です。</li> <li>3 この切符は、乗車の際、係員に显示して入駅をうけたうえ、手回り品の見やすい箇所にくくりつけてください。</li> <li>4 この切符は、下車された駅で係員にお渡しください。</li> <li>5 手回り品は、御自分で保管してください。</li> </ol> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>その3</span> <span>その3の裏</span> </div>	品名	個数	料金		(1)	(2)			円	円
品名			個数	料金																	
	(1)	(2)																			
		円	円																		
品名	個数	料金																			
		(1)	(2)																		
		円	円																		
<p>備考 (1) 甲・乙及び丙の3片制複写式とし、乙片を旅客に交付する。</p> <p>(2) 番号は、800号から899号までとする。</p> <p>(3) 紙質は、乙片は上質紙81.4g/m<sup>2</sup>とし、その他は薄葉紙22.1g/m<sup>2</sup>とする。</p> <p>(4) 乙片の裏面上部に、はと目紙をつける。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p>備考 (1) 甲・乙及び丙の3片制複写式とし、乙片を旅客に交付する。</p> <p>(2) 番号は、800号から899号までとする。</p> <p>(3) 紙質は、乙片は上質紙81.4g/m<sup>2</sup>とし、その他は薄葉紙22.1g/m<sup>2</sup>とする。</p> <p>(4) 乙片の裏面上部に、はと目紙をつける。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>																				

附則  
この通達は、平成30年3月17日から施行する。ただし、第284条に係る改正は平成30年3月17日乗車となるものから施行し、第290条に係る改正は平成30年4月1日乗車となるものから施行する。